

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成13年2月から同年6月までは62万円、同年7月から同年8月までは47万円、同年9月から14年2月までは62万円、同年3月から同年7月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月から14年7月まで

A社における申立期間の標準報酬月額が、当時支給されていた給与額に比べて低額となっていることを知った。

後に、当時の取締役から、滞納社会保険料を解消するために標準報酬月額をさかのぼって引き下げたとの話を聞いたが、自分は当該処理には関与していない。

標準報酬月額の記録を元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する、平成13年2月から同年6月までは62万円、同年7月から同年8月までは47万円、同年9月から14年2月までは62万円、同年3月から同年7月までは56万円と記録されていたところ、申立人の被保険者資格喪失日（14年8月30日）後の15年3月4日付けで、13年2月までさかのぼって9万8,000円に引き下げられている。

また、オンライン記録によると、A社の取締役3名についても申立人と同様に、平成15年3月4日付けで、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられている。

しかし、当該事業所の商業登記簿によると、申立人は、申立期間において取締役であったものの、当該遡及訂正処理日（平成15年3月4日）より前の14年8月29日付けで、取締役を辞任していることが確認できる上、

同僚の取締役は、「申立人は、営業担当の取締役で、社会保険事務にはかかわっていなかった。」と証言している。

また、当該事業所からは、「申立期間当時は社会保険料を滞納しており、これを解消するために、さかのぼって申立人を含む取締役4名の標準報酬月額を引き下げた。申立人には当該処理について通知しなかった。」とする上申書が提出されていることから、申立人は、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、上記訂正期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成13年2月から同年6月までは62万円、同年7月から同年8月までは47万円、同年9月から14年2月までは62万円、同年3月から同年7月までは56万円に訂正することが必要である。

長野国民年金 事案 763 (事案 491 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から5年10月まで

前回、申立期間について、平成3年2月の確定申告の際に、税務署の職員から、「国民年金保険料を納付すれば、その分控除される。」と教えられたので、2年さかのぼって納付するとともに、その後は毎年確定申告の前に1年分をまとめて納付していたにもかかわらず、未納とされているため申立てを行ったが、訂正できないとの通知があり、納付できない。

今回、当時の状況について、2人の友人から証言が得られると思うので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前回の申立期間である昭和60年12月及び平成元年2月から5年10月までの期間については、既に当委員会の決定に基づき、21年4月2日付けで、当該期間のうち昭和60年12月の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官(当時)へのあっせんが行われている。

また、平成元年2月から5年10月までの申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、3年2月の確定申告の際に、税務署職員に教えてもらい、2年分をさかのぼって国民年金保険料を納付し、その後は毎年確定申告の前に1年分をまとめて納付していたと主張しているが、申立人は、7年12月に、2年さかのぼって5年11月から6年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、7年度及び8年度の保険料については1年分まとめて前納していることなどが確認できることから、申立人は、7年12月の過年度納付を、3年2月当時のことと混同しているものと考えられること、ii) 申立人は、まとまった金額を現金で納付したと主張していながら、「納付書も領収書も無かった。年金手帳に押印されたわけでもなく、窓口で『こちらで処理されているから

大丈夫です。』と言われただけである。」としており、その申立内容には不自然さがみられること、iii) 申立人は、「3年2月に、2年さかのぼって納付した際、元年の分は控除してもらえなかったが、2年の分は控除してもらえた。」と主張しているが、3年の確定申告時における国民年金保険料の控除は、2年中に納付した分が対象であり、3年2月に納付した2年の分を控除されたとは考え難いことなどから、既に当委員会において年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、保険料の納付について証言を得られる者として、共同生活をしていた友人及び店の顧客を挙げているが、両名からは、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な証言を得ることができなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から8年4月まで
平成8年5月から勤務した会社において、事務員から、「2年10月からの国民年金保険料を納付できる。」と勧められ、給与から厚生年金保険料と国民年金保険料を合わせて毎月2万7,600円ぐらい天引きされていたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、「自分では行っておらず、会社の事務員にすべて任せていたので、詳しいことは分からない。」としており、当該事務員については、所在が不明であるため事情を聴取することができず、加入手続の状況が不明である。

また、申立人が天引きによる国民年金保険料の納付を開始したと主張する平成8年5月の時点において、申立期間のうち、2年10月から6年3月までの保険料については、仮に加入手続が行われていたとしても、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、「勤務期間中ずっと、厚生年金保険料と国民年金保険料を合わせて毎月2万7,600円ぐらい天引きされていた。」と主張しているが、国民年金保険料は年々上昇しており、厚生年金保険料も給与が上がれば上昇することから、数年にわたって一定額であったとするのは不自然である上、オンライン記録により、当時の当該事業所における厚生年金保険料だけで2万7,600円に近い金額あるいはそれを超える金額であったことが確認できる。

加えて、申立人が平成8年5月から勤務した会社の11年7月から15年2月までの賃金台帳からは、国民年金保険料の天引きは確認できない上、申立

人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年4月まで

私の国民年金の加入手続については、平成3年6月に帰国した際に、役場で言われるままに手続を行っており、また、国民年金保険料の納付については、夫の分を納付した数か月後にまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、「平成3年6月に帰国した際に、役場で言われるままに手続を行った。」とするのみで、具体的に国民年金の加入手続を行ったという認識は無く、年金手帳の交付を受けた記憶も無いなど、加入手続の状況が不明である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について、「夫の分を納付した数か月後にまとめて納付した。」と主張しているが、オンライン記録により、申立人の夫は、平成8年2月に初めて保険料納付を行っていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料については、仮に加入手続が行われていたとしても、時効により納付することができない。

さらに、申立人が納付したと記憶する申立期間の国民年金保険料額は、実際に必要な金額と異なっている上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 766 (事案 158 及び 647 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 49 年 9 月まで

前々回及び前回の申立ての際には、「22 歳ぐらいの時、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できると聞いて、当時従事していた左官業の親方に保険料を渡して納付してもらった。」と申し立てていたが、申立期間の保険料については、A 市にいたころに親方に納付してもらったのではなく、B 町に戻った後の昭和 54 年ごろ、社会保険事務所（当時）から未納分の保険料をさかのぼってまとめて納付することができるとの手紙が届いたので、同年 7 月ごろに、8 万円ぐらいを自分で納付したことを思い出したことから、申立期間が未納とされている記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人の当初の申立期間である昭和 48 年 5 月から 49 年 9 月までの期間及び 50 年 4 月から同年 6 月までの期間については、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 12 日付けで、当該期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官（当時）へのあっせんが行われている。

また、昭和 48 年 5 月から 49 年 9 月までの期間については、i) 申立人の所持する年金手帳に「受付 S 51. 12. 4」と覚書があること及び市の被保険者名簿（紙台帳）の「納付等記録欄」の昭和 51 年度欄の摘要に「51. 12. 4」と記載されていることから、申立人は昭和 51 年 12 月に国民年金の加入手続を行ったと推測され、51 年 12 月に 49 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付し、それ以前の申立期間の保険料を納付しなかったのは、時効により納付が不可能であったためと考えられること、ii) 51 年 12 月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、申立

期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、しかも、申立人の保険料を納付していたとする親方も他界しており、具体的納付方法が不明であり、ほかに保険料を納付していた事情も見当たらないことから、既に当委員会において年金記録の訂正は必要でないとする決定が行われている。

2 申立人は、平成 20 年 8 月 15 日付けの上記 1 の当委員会の通知を受けた後、再度調査してほしいとの申立てを行ったが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3 今回、申立人は、前々回及び前回の申立内容を全面的に変更し、「申立期間の国民年金保険料については、A 市にいたころに親方に納付してもらったのではなく、B 町に戻った後の昭和 54 年ごろ、社会保険事務所から未納分の保険料をさかのぼってまとめて納付することができるとの手紙が届いたので、同年 7 月ごろに、8 万円ぐらいを自分で納付したことを思い出した。」と主張しており、当時実施されていた特例納付制度による納付であれば納付可能であったが、申立人は、社会保険事務所からの手紙を受けてどのような手続を行ったかについての記憶が無いことや、当初の申立ての際には、「保険料は A 市にいた時にきちんと納めていたので、B 町に戻ってからまとめて納付したということはない。」としていたことなど、申立内容には不自然さがみられることから、この主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 767 (事案 412 及び 613 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 8 月まで

昭和 45 年の春、国民年金に任意加入した義母から、「あなたも是非加入した方がよい。」と言われ、当時住んでいた A 市ですぐに任意加入の手続を行い、近くの B 支所で国民年金保険料を納付していた。C 市に転居した 48 年 4 月から、昭和 51 年度に自治会の集金に変更するまで、送られてきた納付書により市役所で納付していた。

A 市で任意加入して以降、国民年金保険料をすべて納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

新たな資料として、預金通帳の写し等を提出する。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人の当初の申立期間である昭和 45 年 4 月から 49 年 8 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間については、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 20 日付けで、当該期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官（当時）へのあっせんが行われている。

また、昭和 45 年 4 月から 49 年 8 月までの期間については、i) 申立人は、45 年の春に国民年金に任意加入したその義母から勧められて、A 市において国民年金に加入したと主張しているところ、オンライン記録により、申立人の義母が 45 年 4 月に 5 年年金に加入していることは確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が C 市において払い出されたことが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が国民年金の被保険者資格を 49 年 9 月 7 日に任意で初めて取得したことが確認でき、それ

以前にA市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間のうち、A市に居住していた48年3月までの国民年金保険料について、同市のB支所で納付していたと主張しているが、申立期間当時の同支所において保険料の収納事務を行っていなかったことが確認でき、保険料納付の具体的な状況が不明であること、iii) C市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄を見ると、49年8月以前の欄には斜線が引かれており、「納付不要」の押印がされている上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無いことから、既に当委員会において年金記録の訂正は必要でないとする決定が行われている。

2 申立人は、上記1に係る平成21年1月21日付けの当委員会の通知を受けた後、申立期間の保険料納付を示す資料として、新たにC市役所国保年金課から送られてきたとする文書等を提出したが、当該文書は昭和49年10月8日に同市から申立人に発送されていることが確認できることから、当該資料は申立期間の保険料納付をうかがわせるものではなく、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3 今回、申立人は、申立期間の保険料納付を示す資料として、新たに普通預金通帳の写し等を提出したが、当該資料は申立期間の保険料納付をうかがわせるものではなく、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 814 (事案 161 及び 543 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 29 日から 34 年 3 月 2 日まで

平成 21 年 2 月 4 日付け及び 22 年 1 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取ったが、自分は A 社退社後も働くつもりだったので、脱退手当金の受給を希望しておらず、自分と同時期に同じ理由で退社した同僚には脱退手当金の支給記録がない上、今回、自分で脱退手当金を請求したとする同僚から証言が得られたので、事業所による代理請求は慣例的ではなく、自分の代理請求も行われなかったはずであり、委員会の結論及び委員会の判断の理由は納得できるものではない。

自分で脱退手当金の請求を行った同僚の証言及び「B さん（申立人）は、脱退手当金を受給していない。」との内容の同僚からの手紙を提出するので、再度の審議を求めたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いこと、脱退手当金支給に係る一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと、及び申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらないことを理由として、当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、脱退手当金の支給決定時には自宅に戻っており、現地で脱退手当金の請求手続はできないこと、申立人と同時期に退社した友人には脱退手当金の支給記録が無いこと、及び退社の際に会社の総務担当者に継続して働く意思を伝えたことを理由として、再度、申立期間の申立てを行った

ところであるが、これらの事情は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A 社退社後に、自分で脱退手当金の請求手続を行ったとする同僚が存在すること、及び申立人と同時期に退社した友人から受け取った、申立人が脱退手当金の請求手続を行わなかったことを証明する内容の書簡を、新たな事情及び資料として申立てを行っているところ、当該同僚は、「脱退手当金の請求手続を町役場で行った。」と証言しているが、町役場では厚生年金保険の事務を取り扱っていないことから不自然である上、退社時における会社との脱退手当金に関するやり取りについて、「覚えていない。」と証言しており、また、当該書簡からも、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらなかったため、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
A社からB社に、間を空けることなく継続して勤務したが、平成 4 年 8 月 1 日付けでB社に転勤する際、厚生年金保険の被保険者資格を同年 7 月 31 日にA社で喪失し、同年 8 月 1 日にB社で取得していることが分かった。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA社及びB社に継続して勤務（平成 4 年 8 月 1 日にA社からB社に異動）していたことが認められる。

しかし、A社は、「厚生年金保険料は、翌月の給与から控除する取扱いをしている。申立人の場合、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成 4 年 7 月 31 日と届け出たため、同年 7 月給与からの保険料控除は同年 6 月分の保険料のみであり、同年 7 月分の保険料控除は行っていない。」と回答しているところ、同社から提出された給与明細書及び源泉徴収簿により、申立人の 4 年 7 月給与から控除された厚生年金保険料は 1 か月分であることが確認できることから、当該控除保険料は、同年 6 月分であると考えられる。

また、B社は、「翌月の給与から控除する取決めであるが、申立人の場合、誤って平成 4 年 8 月給与から同年 8 月分の厚生年金保険料を控除してしまったため、同年 9 月給与からは保険料を控除しなかった。」と回答しているところ、同社から提出された給与明細書及び源泉徴収簿により、申立人の同年 8 月給与から 1 か月分の厚生年金保険料が控除されているものの、同年 9 月給与からは保険料が控除されていないことが確認できる。

したがって、上記のとおり、事業所が届出を誤ったことにより、申立人の厚

生年金保険の被保険者期間に空白（申立期間）が生じたものと考えられるものの、申立人は、いずれの事業所の給与からも、平成4年7月分の厚生年金保険料が控除されていないことが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月8日から同年4月1日まで

昭和22年1月8日付けでA社（現在は、B社）C営業所に入社し、厚生年金保険に加入したにもかかわらず、申立期間の記録が無い。申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する退職所得の源泉徴収票、昭和58年12月分の給与明細書及びB社から提出された労働者名簿により、申立人が22年1月8日からA社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、「当時の賃金台帳等の資料は保管していないものの、申立期間当時の申立人の職制は『臨時雇』であり、臨時雇の期間については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったようである。」と回答しており、上記の労働者名簿により、申立人が当初、臨時雇として入社し、昭和22年4月1日付けで正社員となったことが確認できるところ、当該正社員となった日は、オンライン記録の資格取得日と一致している。

また、当該事業所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び申立人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、申立人は、昭和22年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨記録されており、当該資格取得日も、オンライン記録の資格取得日と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人から提出されたD受講者名簿に記載された同僚で、昭和21年5月から22年3月までの期間に入社した14名のうち13名が、申立人と同日（同年4月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月8日から同年4月1日まで

昭和22年1月8日付けでA社（現在は、B社）C営業所に入社し、厚生年金保険に加入したにもかかわらず、申立期間の記録が無い。申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「配電関係従業員カード」、「退職金および適格退職年金試算表」及びB社から提出された労働者名簿により、申立人が昭和22年1月8日からA社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、「当時の賃金台帳等の資料は保管していないものの、申立期間当時の申立人の職制は『臨時雇』であり、臨時雇の期間については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったようである。」と回答しており、上記の労働者名簿により、申立人が当初、臨時雇として入社し、昭和22年4月1日付けで正社員となったことが確認できるところ、当該正社員となった日は、オンライン記録の資格取得日と一致している。

また、当該事業所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び申立人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、申立人は、昭和22年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨記録されており、当該資格取得日も、オンライン記録の資格取得日と一致している。

さらに、オンライン記録によると、他の申立人から提出されたD受講者名簿に記載された同僚で、昭和21年5月から22年3月までの期間に入社した14名のうち13名が、申立人と同日（同年4月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月から20年5月まで

A社B工場に勤務し、同僚とゼラチン原料タンクの清掃を毎週行ったことを覚えており、勤めていたのに厚生年金保険の被保険者期間でないのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の複数の元同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、元同僚は、「申立人は臨時職員として勤務していた。」と証言をしており、申立人が当該事業所で行っていたとする業務内容は、複数の元同僚が証言する臨時職員の行う業務と一致しているところ、申立期間当時、申立人と同じ臨時職員であったと考えられる元同僚には、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保管されておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 31 日から 60 年 6 月 30 日まで
昭和 56 年 3 月 31 日から 60 年 6 月 30 日までの期間、A社（支店名はB）にパートとして勤務していたが厚生年金保険の記録が無い。ほかのところで短期間のパートで勤務していた時は、厚生年金保険を取得していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言により、申立人がBにパートとして勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、申立人は、「パートとして勤務していた。」と主張しているところ、当該事業主は、「申立期間に、申立人はパートとして勤務していたが、パートは厚生年金保険の資格を取得させていなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる上、C市の国民健康保険加入期間証明書により、申立人は、申立期間を含む昭和 44 年 4 月 1 日から 60 年 11 月 14 日までの期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として現存しているものの、当該事業主は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないとしており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険又は厚生年金保険の被保険者として、船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から同年12月17日まで

私は、A養成所を昭和19年7月31日に卒業し、採用が決まっていたB社の指示により、C訓練所で訓練を受け第一級信号検定に合格した。

昭和19年12月17日の乗船までは乗船待機員（予備船員）として毎月給与が支給されており、そこから船員保険料又は厚生年金保険料が控除されていたはずで、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の船員保険に係る申立てについては、船員保険法では、「船員法に規定する船員として船舶所有者に使用される者は、船員保険の被保険者とする。」と定められている。

また、船員法では、「この法律で船員とは、日本船舶等に乗組む船長及び海員並びに予備船員をいう。」「この法律で予備船員とは、前述の日本船舶等に乗組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者をいう。」と定められている。

一方、申立人は、「昭和19年7月31日にA養成所を卒業後、採用が決まっていたB社の指示により、C訓練所において信号検定のための訓練を受けていたので、当該訓練期間及び訓練修業から同年12月17日に乗船するまでの期間については、船員法における予備船員として給与が支給されており、何かしらの年金の被保険者として保険料控除があったはずである。」と主張している。

しかし、船員保険法において予備船員が被保険者に加えられたのは、昭和20年2月の法改正（同年4月1日施行）以降であることから、申立期間当

時、申立人は、船員保険の適用対象者ではなかったものと考えられる。

- 2 申立期間の厚生年金保険に係る申立てについては、申立人は、上記のとおり「会社の指示により、C訓練所の訓練を受けた。」と主張しており、昭和19年11月29日付けの同訓練所の修業証を所持していること、及びオンライン記録により、同年12月17日以降、B社D支店において船員保険の被保険者記録が確認できることから、申立人は、申立期間において同訓練所に在籍していたことが推認できる。

しかし、B社D支店は、E社F支店に名称変更後、昭和44年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、C訓練所での元同僚について、「顔すら思い出せない。」としているとともに、申立期間における厚生年金保険料の控除に係る記憶は無く、当該期間の厚生年金保険に係る申立ての根拠は曖昧である。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後において申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険又は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。